

苛性ソーダ仕様書

本仕様書は、秋田市総合環境センターで使用する苛性ソーダの購入について適用するものとする。

1 一般事項

- | | |
|----------------------------------|--|
| (1) 品名 | 苛性ソーダ |
| (2) 用途 | 処理水のpH調整 |
| (3) 納入場所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内
秋田市総合環境センター
最終処分場排水処理施設および溶融施設 |
| (4) 契約期間 | 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで |
| (5) 規格 | 25%溶液 比重1.27 |
| (6) 納入荷姿 | タンクローリー |
| (7) 一回当たり平均発注量 | 排水処理施設 1,300kg
溶融施設 1,600kg
(固形物換算値) |
| (8) 平均発注頻度 | 排水処理施設 2回/年 程度
溶融施設 3回/年 程度 |
| (9) 最小発注単位 | 10kg |
| (10) 予定使用量 | 排水処理施設 2,600kg
溶融施設 4,800kg
(固形物換算値) |
| (11) 受入設備 | 排水処理施設
8 m ³ タンク : 50Aの10Kフランジ
溶融施設
8 m ³ タンク : 50Aの10Kフランジ |
| (12) 同等品を可とする。(日本ソーダ工業会規格によるもの。) | |

2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、初回納入前までにSDS（安全データシート）を提出すること。
- (3) 受注者は、納入ごとに薬剤の成分分析表を提出すること。
- (4) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合は、受注者の責任で修理および復旧すること。
- (5) 排水処理施設においては、気象条件により処理水量が大きく変動するため、それに伴い予定使用量の増減があるものとする。
- (6) 納入量は、秋田市総合環境センター計量所において計量した数量とする。
- (7) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (8) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (9) 代金の支払いについては、契約業者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。